



## 貸倒損失計上と寄附金・給与該当性について

第 118 回 2025 年 2 月 7 日（金）

発表者 中村 慈美

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

---

## 貸倒損失計上と寄附金・給与該当性について

発表者 中村 慈美

### 1 本件裁決の概要

#### (1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、第三者から請求人の代表者が賃借していた建物内に設置し、貸付けの用に供していた内装設備等に関し、当該建物の賃貸借契約の解約に伴い当該内装設備等の所有権を放棄したとして計上した固定資産除却損及び当該貸付けにより生じた債権を放棄したとして計上した雑損失などについて、原処分庁が、これらの放棄の事実は認められないなどとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、その一部の取消しを求めた事案である<sup>1</sup>。

#### (2) 基礎事実

以下の事実は、請求人と原処分庁との間に争いはなく、国税不服審判所（以下「審判所」という。）の調査の結果によってもその事実が認められる。

イ 請求人は、平成 22 年 2 月〇日に設立された法人（12 月決算法人）で、病院開設に関する業務等を目的とするものであり、平成 22 年 9 月 15 日付で、G 病院の院長である E（以下「E 院長」という。）との間において、甲市に所在する乙ビルの 3 階部分（以下「本件建物」という。）に設置された請求人の所有する内装造作諸設備（以下「本件設置設備」という。）を、E 院長に賃貸する旨の契約（以下「本件設置設備賃貸契約」という。）を締結した。

なお、E 院長は、当該契約の締結時において、請求人の代表社員であった。

ロ J 社は、平成 23 年 9 月〇日に設立された法人で、本件建物の所在地を主たる事務所の所在地とし、E 院長が設立の日から平成 25 年 2 月 1 日までの間代表理事に就任している。また、J 社は、平成 24 年 1 月〇日に、E 院長が本件建物において営む G 病院の事業を承継し、同日以後、本件建物内において病院名を「J 社附属 G 病院」として病院事業を行っていた。

ハ 本件建物は、E 院長が K 社との間で平成 21 年 12 月 8 日付賃貸借契約（以下「本件建物再転貸借契約」という。）により、賃貸したものである。

ニ 本件建物については、平成〇年〇月〇日に、K 社が E 院長を被告として、賃料等の滞納を理由に L 地方裁判所へ本件建物の明渡し等を求めた訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起していたが、平成 24 年 10 月〇日に K 社、E 院長及び J 社ら関係者は、本件建物の賃貸借の処理に関し、本件建物再転貸借契約の合意解約、E 院長及び J 社

<sup>1</sup> 国審平成 28 年 2 月 8 日裁決事例集 102 号

の K 社への本件建物の現状有姿のままの明渡し等する旨の和解条項を内容とする和解（以下「本件和解」という。）が成立し、終了した。

ホ N 社は、M 社との間において、M 社から本件建物を賃借することを内容とする建物賃貸借契約を平成 24 年 10 月○日付で締結し、また、J 社との間において、J 社に対し本件建物を賃貸することを内容とする建物賃貸借契約を同日付で締結した。

へ 請求人は、本件設置設備について、取得価額から本件事業年度（平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの事業年度）以前の各事業年度において損金の額に算入した減価償却費の額の合計額を控除した額に相当する金額 153,549,625 円を固定資産除却損として平成 24 年 10 月○日付で計上した。また、請求人は、本件事業年度における本件設置設備の病院事業への賃貸に係る収入として、平成 24 年 1 月から同年 10 月までの各月においてそれぞれ 800,000 円を計上していたが、同年 11 月以降における当該収入を計上していない。

なお、J 社は平成 24 年 1 月○日から本件事業年度終了の日までにおいて、本件設置設備を使用していた。

ト 請求人は、E 院長に対し有していた本件設置設備の賃貸料に係る売掛金の全額 4,800,000 円（以下「本件債権」という。）を放棄したとして、同額を雑損失として平成 24 年 12 月 31 日付で計上した（以下、請求人がしたとする本件債権の放棄を「本件債権放棄」という。）。

チ E 院長は、請求人が上記トの本件債権放棄をしたとして計上した本件債権放棄の額に相当する金額を債務免除益として平成 24 年 12 月 31 日付で計上し、これを平成 24 年分の所得税に係る事業所得の金額の計算上、収入金額に含めて同年分の所得税の確定申告をした。

リ 原処分庁は、平成 26 年 9 月 30 日付で、請求人が本件設置設備について本件事業年度に固定資産除却損として計上した金額及び減価償却費として計上した金額の合計額のうち、本件事業年度の減価償却資産の償却限度額を超える金額を減価償却超過額として損金の額に算入されないこと、並びに本件債権を放棄した事実は認められない等として雑損失の過大計上があることなどを内容とする本件更正処分等をした。

### （3）争点

- ① 請求人が本件設置設備の所有権を放棄したとして計上した固定資産除却損の金額は、損失として損金の額に算入されるか否か。（争点 1）
- ② 請求人が本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、貸倒損失として損金の額に算入されるか否か。（争点 2）

なお、本研究では、争点 2 についてのみ取り上げることとする。

## 2 主 張

### （１）請求人

次のとおり、本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、貸倒損失として損金の額に算入される。

イ 本件債権放棄は、請求人の代表社員である E 院長が本件事業年度末において決断したものであり、本件債権の相手先は E 院長であること及び請求人が雑損失を計上するとともに E 院長が債務免除益を計上したことを踏まえれば、当然、請求人と E 院長との間で本件債権放棄に関する合意の事実があったと認められる。

ロ また、K 社が E 院長に対して債権放棄を行っている事実からも明らかなように、本件債権放棄の時点における本件債権の回収可能性はゼロであったことから、本件債権放棄は法人税基本通達 9-6-1 の（４）の取扱いにより損金の額に算入することができる貸倒れに該当する。

### （２）原処分庁

次のとおり、本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、貸倒損失として損金の額に算入されない。

イ 本件債権放棄が口頭により行われたとする事実を認めるに足る証拠はなく、また、本件和解の条項により、請求人が本件債権放棄について和解をした事実はなく、その他に、請求人と E 院長との間の債権債務に関して E 院長の関係者の協議決定等により請求人が本件債権放棄をした事実も認められない。したがって、本件債権については、書面、口頭、その他の方法により放棄が行われたとする事実は認められないから、放棄の事実そのものがないといわざるを得ない。

さらに、本件債権の金額について、E 院長の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかとなったとする事実も認められないことから、本件債権は法人税基本通達 9-6-2 《回収不能の金銭債権の貸倒れ》に定める貸倒れとして損金経理することができる金銭債権にも該当しない。

ロ なお、本件債権放棄が口頭により行われたとしても、この事実は、請求人により、債務者である E 院長に対して書面により明らかにされていないから、本件債権放棄は法人税基本通達 9-6-1 の（４）に定める法律上の貸倒れに該当しない。

## 3 審判所の判断

### （１）法令解釈等

イ 法人税法第 22 条第 3 項第 3 号は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものは当該事業年度の損金の額に算入する旨規定しているところ、法人がその有する金銭債権を放棄した場合において、その債権が回収不能となったことにより債権放棄が行われたときは、その債権の放棄をもって経済的利益の供与があったということとはできないから、当該債権放

棄に係る損失の額は寄附金の額に該当せず、貸倒損失の額に該当し、損金の額に算入されることとなる。

また、法人税基本通達 9-6-1 は、法律上金銭債権が消滅した場合の貸倒れの基準を定め、同通達の（4）は、その基準の一つとして、書面による債権放棄の場合における金銭債権の貸倒れに係る損失の額を当該事業年度の損金の額に算入するためには、法人の有する金銭債権について、①債務者の債務超過の状態が相当期間継続し（債務超過状態継続の要件）、②その金銭債権の弁済を受けることができないと認められること（回収不能の要件）のいずれの要件も満たすことが必要である旨定めているところ、この取扱いは、書面による債権放棄が、その債権が回収不能となったことにより行われた場合には、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額を貸倒れとして損金の額に算入することを明らかにしたものであり、当審判所においても相当であると認められる。

ロ そして、回収不能であるか否かの判断は、債務者の返済能力という不可視的事由に関わるから、その判断の公正を期するためには客観的かつ外観的事実に基づいて行われることを要するというべきである。

ハ また、回収不能とはいえない債権を放棄した場合、その実質は、対価なくして経済的価値を有する債権を債権者が任意に処分したことになり、他方、債務者にとっては、経済的利益の供与を無償で受けたといえるのであるから、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的な理由が存在しない限り、これを寄附金として扱うべきであると解するのが相当である。

## （2）認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料及び当審判所の調査の結果によれば、次の事実が認められる。

イ 本件債権の債務者である E 院長の収入の状況

A 平成 24 年における給与所得に係る収入金額は〇〇〇〇円であり、雑所得に係る収入金額は〇〇〇〇円であった。なお、これ以外に G 病院の事業所得に係る収入〇〇〇〇円（債務免除益〇〇〇〇円を含む。）があった。

B 平成 25 年における給与所得に係る収入金額は〇〇〇〇円であり、雑所得に係る収入金額は〇〇〇〇円であった。

C 平成 26 年における給与所得に係る収入金額は〇〇〇〇円であり、雑所得に係る収入金額は〇〇〇〇円であった。

ロ 請求人の E 院長に対する売掛金の状況

請求人の本件事業年度開始の日には有していた E 院長に対する売掛金の金額は 14,400,000 円であったところ、本件事業年度中に 9,600,000 円が回収されたことによって、平成 24 年 5 月末時点で 4,800,000 円となっていた。

**（３）当てはめ及び当事者の主張の当否**

イ 本件債権を放棄した事実の有無

債権放棄は債権者の単独行為であり、かつ、その意思表示は何ら方式が限定されないところ、請求人は、本件事業年度末頃においてE院長に対する本件債権を放棄する意思を有していたと認められること、また、これに沿った会計処理が請求人及びE院長において行われたことからすると、請求人は本件債権を放棄する意思表示をしたと認められ、請求人が本件事業年度末において本件債権を放棄した事実が認められる。

ロ 本件債権放棄による損失の額の貸倒損失該当性

本件債権放棄による損失の額が貸倒損失に該当するか否か債権放棄により法律上金銭債権が消滅した場合の貸倒れの基準の一つを示したのが法人税基本通達9-6-1の（４）であるところ、本件債権の放棄が行われた本件事業年度末の前後におけるE院長の収入の状況は、上記（２）のイのとおりであり、本件事業年度中のE院長からの売掛金の回収状況も、同（２）のロのとおりであるから、本件債権の全額が回収不能とは認められない。また、上記（３）イのとおり、本件債権を放棄した事実は認められるが、本件債権放棄が書面により行われたことを示す証拠がないことからすれば、債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額はないのであるから、本件債権放棄は法人税基本通達の（４）に掲げる事実に該当しない。さらに、法人税基本通達9-6-1の（１）ないし（３）に掲げる事実に関する証拠はなく、これらの事実も認められない。したがって、本件債権放棄は法人税基本通達9-6-1に定める法律上の貸倒れに該当せず、請求人が本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、貸倒損失として損金の額に算入されない。

そして、本件債権放棄は、上記のとおり、回収不能とはいえない債権を放棄したものであるから、対価なくして経済的価値を有する債権を債権者が任意に処分したものであり、かつ、その行為について通常のエconomic取引として是認できる合理的な理由が存在するとは認められないから、請求人が本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、寄附金の額に該当する。

ハ 請求人の主張について

請求人は、K社がE院長に対して債権放棄を行っている事実からも明らかなように、本件債権放棄時点における本件債権の回収可能性はなく、本件債権放棄の金額は法人税基本通達9-6-1の（４）の取扱いにより損金の額に算入することができる旨主張する。

しかしながら、請求人が本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額が貸倒損失として損金の額に算入されないことは上記ロのとおりである。したがって、請求人の主張には理由がない。

ニ 原処分庁の主張について

原処分庁は、本件合意書及び本件和解条項などをもって、本件債権について、放棄の事実がない旨主張するが、本件債権を放棄した事実があることは、上記イのとおりであるから、原処分庁の主張には理由がない。

#### 4 検討等

筆者は、審判所の雑損失（以下「貸倒損失」という。）を否認した判断は妥当なものと考えているが、書面による放棄がされていないことを否認の理由としたこと及びその処分を寄附金とした点に疑問を感じている。

##### （1）貸倒損失該当性について

貸倒損失の計上の判断基準として、最高裁興銀事件<sup>2</sup>において「法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法 22 条 3 項 3 号にいう『当該事業年度の損失の額』として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」として、金銭債権の回収不能の判断にあっては債務者の状況のみならず債権者の事情等も考慮すべきことが示されている。

なお、子会社等の再建支援の場合、法人税基本通達 9-4-2 において「その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるとき」には、寄附金として取り扱わない旨が明らかにされているが、この取り扱いも上記最高裁の示した基準にも沿うものと考えられる。

本件の場合、上記最高裁判決を踏まえるならば、債権者である請求人自体の立場から回収をあきらめざるを得ない状況にあったか否か検討が必要となろうが、E 院長個人に対する請求人以外の債権者 K 社の存在が明らかではあるが、K 社は本件和解により本件建物再転貸借契約の合意解約はしたものの債権放棄を行ったか否かは明らかではないことから、この点から検討することは出来ない。

審判所の認定事実から債務者である E 院長には債権放棄時点において収入があり、更正処分の年度までの間においても一定の収入があることが明らかにされている。

そうすると、本件債権放棄が回収不能を理由に法人税基本通達 9-6-1（4）を適用して貸倒損失を計上することは困難と考えられ、審判所の判断は妥当であると考えられる。

---

<sup>2</sup> 最二小判平成 16 年 12 月 24 日（民集 58 卷 9 号 2637 頁）

**（２）法人税基本通達 9-6-1（４）の適用について**

法人税基本通達 9-6-1（４）の適用について、審判所は通達の文言を忠実に読み、「本件債権を放棄した事実は認められるが、本件債権放棄が書面により行われたことを示す証拠がないことからすれば、債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額はないのであるから、本件債権放棄は法人税基本通達の（４）に掲げる事実に該当しない。」「本件債権放棄は法人税基本通達 9-6-1 に定める法律上の貸倒れに該当せず、請求人が本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、貸倒損失として損金の額に算入されない。」として、債権放棄の事実を認めつつも、書面により明らかにされた債務免除額がないことから、本通達の適用を否定している。

確かに、上記 3（１）ロのとおり、「回収不能であるか否かの判断は、債務者の返済能力という不可視的事由に関わるから、その判断の公正を期するためには客観的かつ外観的事実に基づいて行われることを要する」<sup>3</sup>ことから、書面によることを求めていると考えることができる。

本件において、請求人が書面による免除を行ったかは確認できていない。

しかし、債務免除は、民法において債権者の一方的な意思表示（単独行為）によってされ、かつ、その意思表示の方式は限定されていない（民法 519）。なお、債務免除の効力は、免除する意思が示された通知が相手方に到達することが必要とされている（民法 97①）。

本件の場合、本件債務免除は上記 1（２）ト及びチのとおり、請求人は本件債権を放棄したとして、平成 24 年 12 月 31 日付で貸倒損失を計上しており、また、E 院長も同日に債務免除益を計上していることから、請求人から E 院長に債務免除の意思表示がされ、その通知が E 院長に到達していると考えるのが素直な判断と考える。加えて、請求人の代表社員が E 院長自身である事実からもこのように考えることに異論はないと考える。

ところで、法人税基本通達 9-6-1 には、消滅時効並びに破産手続きにおける個人破産者の免責決定及び法人破産者における廃止決定又は終結決定等の事実は掲げられていないものの、これら事実が生じた場合には法律上債権が消滅してしまうことになる。このようなことから法人税基本通達 9-6-1 に掲げる事由はあくまでも法律上債権が消滅する場合の例示に過ぎないと考えらるべきであろう。この点、国税庁が 2024 年 11 月 27 日に更新した質疑応答事例<sup>4</sup>に破産手続終結に係る貸倒処理が法人税基本通達 9-6-1 に該当する旨が示されていることから明らかといえよう。

そうすると、審判所の本件債権放棄が書面により行われたことを示す証拠がないこ

<sup>3</sup> 宇都宮地判平成 15 年 5 月 29 日（税資 253 号順号 9355）において同様のことが判示されている。

<sup>4</sup> 法人税「残余財産がない破産法人の破産手続終結の決定があった場合における当該破産法人に対する金銭債権の貸倒れ」

とから貸倒損失として損金の額に算入されないという判断は、あまりにも通達の字面を重視した判断と考える<sup>5</sup>。

審判所のこの判断について、税理士成松洋一氏は、「あまりにも形式的で杓子定規な判断ではないかと考える。審判所が認定したように、『債権を放棄した事実が認められる』というのであれば、書面によるか口頭によるかによって、債権の消滅するという法的効果に違いはない。」とし、本件が法人税基本通達 9-6-1（4）の射程範囲の問題と述べられている<sup>6</sup>。

### （3）寄附金該当性について

本裁判において審判所は、「本件債権放棄は、上記のとおり、回収不能とはいえない債権を放棄したものであるから、対価なくして経済的価値を有する債権を債権者が任意に処分したものであり、かつ、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的な理由が存在するとは認められないから、請求人が本件債権放棄をしたとして計上した雑損失の金額は、寄附金の額に該当する。」と判断している。

寄附金の範囲については、法人税法 37 条 7 項において「寄附金の額は、寄附金、抛出品、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」

---

<sup>5</sup> タキゲン製造事件（最三小判令和 2 年 3 月 24 日）において「通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものではない。」と判示しており、宮崎裕子裁判官は本判決の補足意見において「より重要なことは、通達は、どのような手法で作られているにかかわらず、課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではないという点である。そうであるからこそ、ある通達に従ったとされる取扱いが関連法令に適合するものであるか否か、すなわち適法であるか否かの判断においては、そのような取扱いをすべきことが関連法令の解釈によって導かれるか否かが判断されなければならない。税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとなれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。このことから分かるように、租税法の法令解釈において文理解釈が重要な解釈原則であるのと同じ意味で、文理解釈が通達の重要な解釈原則であるとはいえないのである。」と述べられている（下線は筆者による）。

したがって、上記最高裁判決以後の裁判等においては、通達の文言を重視するような判断は行われたいものとする。

<sup>6</sup> 成松洋一『税務重要裁判事例 企業編』189 頁（第一法規、2019 年）

と規定しており、「資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」をその前提として  
ることからすれば、これらの行為が給与に該当する場合には、寄附金には該当しないこ  
とになる。

ちなみに、法人税法 34 条 4 項は、「前三項に規定する給与には、債務の免除による  
利益その他の経済的な利益を含むものとする。」と規定している。

そうすると、本件において審判所が、貸倒損失の計上を否認し、寄附金としたことに  
疑問が残る。この点については次の（４）において検討する。

#### （４）給与該当性等について

##### イ 給与該当性について

前述のとおり、法人税法上の給与には、債務の免除による利益を含むものとされてい  
る。本件において、債務免除の相手方債務者は、請求人の代表社員である E 院長その  
人である。そうすると、本件債務免除は給与に該当するように思われる。

社会福祉法人の代表理事の横領に関して給与該当性が争われた事件<sup>78</sup>において、仙台  
高判は、「法人代表者が、自己の権限を濫用して、当該法人の事業活動を通じて得た利  
得は、給与支出の外形を有しない利得であっても、法人の資産から支出をし、その支出  
を利得、費消したと認められる場合には、その支出が当該法人代表者の立場と全く無関  
係であり、法人からみて純然たる第三者との取引ともいふべき態様によるものである  
などの特段の事情がない限り、実質的に、法人代表者がその地位及び権限（これに基づ  
く法人に対する貢献などを含む。）に対して受けた給与であると推認することが許され  
るといふべきである。」<sup>9</sup>と判示し、法人代表者の職務を広範囲に認め、不正行為により  
法人の資金を利得した場合においても職務の対価として給与と判断している<sup>10</sup>。

---

<sup>7</sup> 第一審が青森地判（平成 15 年 4 月 22 日（税資 253 号順号 9329））、控訴審が仙台高判（平成 16 年 3 月  
12 日確定（税資 254 号順号 9593））。

<sup>8</sup> 社会福祉法人は、法人税法上公益法人等に該当するため、収益事業を行わない限り法人税の課税は生じ  
ない。穿った見方をすれば、寄附金では課税ができず、給与として課税（源泉所得税）したと思えなくも  
ない。

<sup>9</sup> 同種の社会福祉法人に関する事件として大阪高判（平成 15 年 8 月 27 日（税資 253 号順号 9416））があ  
り、仙台高判と同じ判断基準を示している。

<sup>10</sup> 本件事件の第一審青森地判では、「甲（代表者）による納税者からの資金の引出しは、もっぱら甲が夫の  
経営する法人の経営資金に供する目的で行ったものであるから、他の理事がこれを容認しないことは明ら  
かであり、納税者の客観的意思や事情とは無関係のものであったといふべきである。そうすると、これ  
をもって甲の納税者役員としての職務執行の対価であると評価するのは、むしろ不合理といふべきである。  
したがって、甲による原告からの資金引出しを、納税者から甲への賞与の支給と解することはできず、甲が  
享受した経済的利益は、所得税法上の給与所得には当たらないといふべきである。」と仙台高判とは異なる  
判断を示している。

この判示において「純然たる第三者との取引ともいふべき態様によるものであるなどの特段の事情」が認められる場合には、直ちに給与とはしないとしている。本判決において「特殊な事情」がどのようなものを指すのかは示されていないが、請求人と E 院長との本件設備装置の賃貸借が第三者との取引と同様に適正な取引条件で行われている限りにおいて、特段の事情ありということはできると考えられる。

しかしながら、その取引から生じた債権についての免除が債務者 E 院長の債務整理等の一環として他の債権者らと行なわれるような場合を除き、該当するとは考えられない。

そうすると、本件において E 院長に対する債務免除は、寄附金とするのではなく、請求人の代表社員に対する給与と判断するのが最も自然のように思われる<sup>11</sup>。

## □ 給与課税への疑問

ところで、筆者は代表者が横領等により利得した場合で、免除等が行われていない状況においてまでも給与課税とすると現行取扱いに賛同するものではなく、その取扱いに疑問を感じている。

それは、基本的に代表者の行為が横領等の場合、忠実義務違反等による損害賠償請求権が法人に生じることになり、法人税法においても同様<sup>12</sup>であり、法人税基本通達 2-1-43 は損害賠償金等の帰属時期を明らかにしたものであるが、損害賠償請求権の発生が前提であるこの通達の存在からも確認できる。

また、代表者が自己が支配する同族会社への多額の代位弁済により生じた貸倒損失の計上について、本件代位弁済等が原告の定款目的を著しく逸脱するもので、取締役の会社に対する忠実義務に違反する行為であるとして、代表者に対し、その損失の発生と同時に何らの意思表示なくして損害賠償請求権を取得し、その履行を求め得る関係に立

---

<sup>11</sup> 権利能力のない社団が理事長に対する多額の貸付金を免除したことが給与（賞与）に該当するかが争われて事件（最一小判平成 27 年 10 月 8 日）において、「乙（編注：理事長）は、被上告人（編注：納税者）から長年にわたり多額の金員を繰り返し借り入れ、これを有価証券の取引に充てるなどしていたところ、被上告人が乙に対してこのように多額の金員の貸付けを繰り返し行ったのは、同人が被上告人の理事長及び専務理事の地位にある者としてその職務を行っていたことによるものとみるのが相当であり、被上告人が乙の申入れを受けて本件債務免除に応ずるに当たっては、被上告人に対する乙の理事長及び専務理事としての貢献についての評価が考慮されたことがうかがわれる。これらの事情に鑑みると、本件債務免除益は、乙が自己の計算又は危険において独立して行った業務等により生じたものではなく、同人が被上告人に対し雇用契約に類する原因に基づき提供した役務の対価として、被上告人から功労への報償等の観点をも考慮して臨時的に付与された給付とみるのが相当である。」と判示している。

<sup>12</sup> 租税法は、経済活動（経済現象）を課税の対象としているところ、経済活動は、第一次的には私法によって規律されているものであるから、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためにも、課税は、私法上の法律関係に即して行われるべきである（東京高判平成 22 年 5 月 27 日（税務訴訟資料 260 号-91（順号 11447）））。

つとして、直ちに代表者に対する給与と判断されなかった事例<sup>13</sup>もある。

以上のことから、代表者への損害賠償請求権の放棄（損害賠償請求債務の免除）がなされない限り、直ちに給与とされることに疑問を感じる。なお、筆者は、後述するように、横領等による利得を得た代表者に課税関係が生じないとは考えていない。

会社法 424 条《株式会社に対する損害賠償責任の免除》は、役員等がその任務を怠ったときに負う損害賠償責任については、総株主が同意すれば免除は可能とされていることから、代表者と株主が同一の場合には、横領により発生した損害賠償請求権を免除したと同視できるようにも思える。

これに関連して青柳達朗教授は、「法人の役員が自己の利得を得るために、不正な手段で法人の金銭その他の資産を領得する場合がある。横領等は当然に刑事上の犯罪であり、法人の側からは返還請求等が提起できる。しかし、税法では不法、違法な利得であっても、その原因となった法律行為が無効であっても、課税要件事実を充足している以上は課税対象となることは妨げられない。」<sup>14</sup>と述べられている。確かに、違法な利得も所得とされる判例<sup>15</sup>に従えば、（所得区分はさて置き）役員の所得を構成することに異論はないが、法人側において損害賠償請求債務の免除もしていない場合（更に言うならば、当事者間で返済契約と締結している場合や返還請求訴訟を提起等している場合等）にまで給与とすることは論理の飛躍があるように思われる<sup>16</sup>。

#### （5）債務者（E 院長）における所得区分

本件では認定事実から E 院長の 24 年分の事業所得の収入金額となっている。

原処分当時、所得税法 44 条の 2 《免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入》の新設前で、改正前所得税基本通達 36-17 《債務免除益の特例》が適用されていた。内容はほぼ同じ（所得税法 44 条の 2 の方が詳細に定めている。）<sup>17</sup>で、原則として収入金額にはしないものの、事業所得に係る債務の免除であれば同所得の欠損金の範囲内までは収入計上させ、繰越損失金に充てることになっていた。

本件の場合、上述のとおり法人税法上給与に該当すると考えると、所得税法上は給与以外の事業所得とした処理が容認されている点に疑問を感じる。

<sup>13</sup> 那覇地判平成 7 年 7 月 19 日確定（税務訴訟資料第 213 号）

<sup>14</sup> 青柳達朗「認定給与についての小論（上）」山口経済学雑誌 55 巻 3 号 87 頁（2006 年）

<sup>15</sup> 最三小判平成 46 年 11 月 9 日（民集 25 巻 8 号 1120 頁）

<sup>16</sup> この問題については、大淵博義『法人税法解釈の検証と実践的展開 第 1 集』431 頁（税務経理協会、2013 年）及び藤井茂男「代表者に対する役員給与か貸付金か 架空請求により取得した簿外資金」本租税判例研究会第 111 回（判例研究 166）において詳細な分析等がされている。

<sup>17</sup> 別添、「平成 26 年 7 月 8 日付国税庁個人課税課情報第 6 号『平成 26 年度税制改正に伴う所得税基本通達等の主な改正事項について（情報）』（抜粋）」参照。

なお、給与に関する法人税と所得税との関係性について、法人税基本通達 9-2-10 は次のように定めている。

（給与としない経済的な利益）

9-2-10 法人が役員等に対し 9-2-9 に掲げる経済的な利益の供与をした場合において、それが所得税法上経済的な利益として課税されないものであり、かつ、当該法人がその役員等に対する給与として経理しなかったものであるときは、給与として取り扱わないものとする。

これは、所得税法上、経済的な利益として課税されないもの（所得税基本通達 36-21（課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等）から 36-30（課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用））は、法人において給与として経理しない限り、福利厚生費等として給与としては取り扱わないことを明らかにしたものと考えられ、所得税法上給与以外の所得として取り扱うことで法人税法上の給与該当性が否定されることになるとまで拡大して解釈することはできないものとする。

## （6）まとめ

筆者は、冒頭で述べたとおり、審判所の貸倒損失を否認した判断は妥当なものと考えられるが、書面による放棄がされていないことを否認の理由としたことは、あまりにも通達の字面を重視した判断と考える<sup>18</sup>。また、その処分は寄附金ではなく、給与とすべきではないかと考える。

給与とすれば、法人に源泉徴収義務が生じ、新たな負担が生じることになる。反面、寄附金又は貸付金とすることで、前者は受益者に所得が生じ、後者の場合には返済義務が生じることになる点で異なる。

筆者の経験では、金銭消費貸借契約の作成及び貸付けに関する株主総会決議を条件に貸付金処理を認められている<sup>1920</sup>。

---

<sup>18</sup> 前掲注 5 参照。

<sup>19</sup> 過去の事件を詳細に確認したわけではないが、査察事件では貸付金処理することが一般のようである。

<sup>20</sup> 前掲注 8 参照。

## 【参考資料】

[ホーム法令等その他法令解釈に関する情報申告所得税関係](#)

平成26年度税制改正に伴う所得税基本通達等の主な改正事項について（情報）

個人課税課情報	第6号	平成26年7月8日	国税庁 個人課税課
---------	-----	-----------	--------------

# 平成26年度税制改正に伴う所得税基本通達等の主な改正事項について（情報）

---

所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)等の施行に伴い、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）等については、平成26年6月27日付課個2-9ほか1課共同「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）等により、所要の改正を行ったところです。

本情報においては、通達の主な改正事項について、税制改正の概要及び通達改正の解説を別添のとおり取りまとめましたので、執務の参考としてください。

- 別添 [平成26年度税制改正に伴う所得税基本通達等の主な改正事項について（PDF/622KB）](#)

## 第1 所得税基本通達関係

### 1 免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入(所法44の2)関係

#### (1) 税制改正の概要

居住者が、破産法の免責許可の決定又は民事再生法の再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、その免除により受ける経済的な利益の額については、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない制度が創設されました(所法44の2①)。

ただし、居住者が債務の免除を受けた場合において、その債務の免除により受ける経済的な利益の額のうちその居住者の次の損失の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額に相当する部分については、この制度を適用せず、総収入金額に算入することとされています(所法44の2②)。

- ① 不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合……当該免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額
- ② 事業所得を生ずべき事業に係る債務の免除を受けた場合……当該免除を受けた日の属する年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
- ③ 山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合……当該免除を受けた日の属する年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額
- ④ 雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合……当該免除を受けた日の属する年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
- ⑤ 純損失の繰越控除により、当該債務の免除を受けた日の属する年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除する純損失の金額がある場合……当該控除する純損失の金額

#### 免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入(所法44の2)

破産法又は民事再生法に基づく法的整理その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難と認められる場合により債務免除を受けた場合には、その債務免除益については、原則として総収入金額に算入しないこととされました。

(注) 本制度は、旧所基通36-17の取扱いを法令化したものです。

《債務免除を受けた年において当該債務を生じた業務に係る損失の金額等がある場合の計算例》

【ケース1】  
債務免除益が損失の金額と純損失の繰越控除の金額の合計額を下回る場合

債務免除益全額が総収入金額に算入される。



【ケース2】  
債務免除益が損失の金額と純損失の繰越控除の金額の合計額を上回る場合

1,000

不算入

↑  
債務免除益300は総収入金額不算入

↓  
債務免除益700は総収入金額算入

債務免除益

債務免除益のうち事業所得に係る損失の金額と純損失の繰越控除の金額の合計額までが総収入金額に算入される。

(2) 通達の概要

法第 36 条((収入金額)関係)

【削除】

(債務免除益の特例)

36-17 債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に掲げる金額(次のいずれの場合にも該当するときは、その合計額)の部分については、この限りでない。

- (1) 当該免除を受けた年において当該債務を生じた業務(以下この項において「関連業務」という。)に係る各種所得の金額の計算上損失の金額(当該免除益がないものとして計算した場合の損失の金額をいう。)がある場合 当該損失の金額
- (2) 法第 70 条((純損失の繰越控除))の規定により当該免除を受けた年において繰越控除すべき純損失の金額(当該免除益を各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入することとした場合に当該免除を受けた年において繰越控除すべきこととなる純損失の金額をいう。)がある場合で、当該純損失の金額のうちに関連業務に係る各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるとき。 当該繰越控除すべき金額のうち、当該損失の金額に達するまでの部分の金額

【解説】

債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、本通達により各種所得の金額の計算上、収入金額又は総収入金額に算入しないと取り扱っていましたが、本取扱いが法令上明確化されたことから、本通達を削除しました。

法第 44 条の 2 ((免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入)関係)

【新設】

(「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合の意義)

44 の 2 - 1 法第 44 条の 2 第 1 項((免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入))に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合とは、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをしたならば、破産法の規定による免責許可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定がされると認められるような場合をいうことに留意する。

【解説】

所得税法第 44 条の 2 第 1 項においては、「破産法第 252 条第 1 項に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があつた場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合」に債務免除を受けたときの債務免除益について、総収入金額に算入しない

こととされているところ、本通達は、同項に規定する「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合の意義について、破産法の破産手続開始の申立て又は民事再生法の再生手続開始の申立てをしたならば、破産法の免責許可の決定又は民事再生法の再生計画認可の決定がされると認められるような場合であることを明らかにしたものです。

すなわち、既往の債務を弁済できなくなった個人の債務者であって法的整理の要件に該当することとなった債務者について、法的整理によらず、債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を免除される場合がこれに当たります。

具体的には、例えば、東日本大震災の被災者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月：個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会)」に基づき債務免除を受けた場合等が該当します。